

令和5年国東市農業委員会 第7回（7月）総会議事録

1. 開催日 令和5年7月10日（月）午後2時～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 14名出席
4. 欠席委員 2番 藤本委員
5. 議事日程
 - 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第36号 農用地利用集積計画について
 - 議案第37号 農用地利用配分計画について
 - 議案第38号 農地法の規定による非農地証明の交付について
 - 議案第39号 令和5年度秋季農作業標準賃金について
6. 報告事項
 - 農地変更届について
 - 和解の仲介について
7. 協議事項
8. その他
 - ・市外県外からの移住者の農地取得について

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和5年第7回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>(資料確認終了)</p> <p>出席確認 本日は、2番 藤本委員が欠席で委員総数15名中14名の出席となります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番 一丸委員、6番 安松委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について申請番号28番から33番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
松原委員	<p>申請番号30番の件ですが、経営面積が120㎡で少ないですが、いきなり14,995㎡の耕作が可能なのでしょうか。</p>
事務局	<p>この申請農地はみかんを植林していくとのことですが、いっぺんにはできないので徐々に植えていくとのこと。</p>
上原委員	<p>もともとみかん園だった農地で、現在は荒れ果てた状態になっ</p>

	<p>ています。そこを再開発するとのことで徐々にやっていくとのことでした。</p>
議 長	<p>広い農地をいっぺんに買い取って、徐々にやっていくとのことですね。</p> <p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p>
上原委員	<p>申請番号 28 番ですが、受人は個人で買うのでしょうか。法人もやっているし、高齢で息子さんもおられるのに。問題はないと思いますですが何か事情があるのでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>税金対策ではないでしょうか。</p>
議 長	<p>何か事情があるのでしょうか、申請に対して特に問題はないと思います。</p> <p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議 長	<p>議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について申請番号 8 番から 11 番まで事務局より説明がありましたが、続いて、申請番号 8 番から順に農地利用適正化推進委員の方から補足等説明をお願いします。</p>
推進委員	<p>(西村委員、橋上委員、早野委員、小玉委員の順に補足説明)</p>

議 長	事務局・推進委員の方から説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
佐藤委員	申請番号9番は一部家庭用菜園とのことですが、農地と同様の使用方法であれば、分筆して農地として残すのがよいのではないのでしょうか。
上原委員	家を建てて住んでいただけるということは国東市にとってもいいことなので、全て宅地として取得可能なら許可してもいいのではないのでしょうか。家庭用菜園ではなく、駐車場であれば特に問題なかったのではないのでしょうか。
徳丸委員	隣の宅地も同時に取得して一体的に使うのだと思うので、駐車場用地は足りていると思います。
佐藤委員	宅地の中に家庭用菜園を造るのはいいが、農地を家庭用菜園にするのは認められないのではないのでしょうか。
議 長	<p>それでは、事務局に再度家庭用菜園部分の利用計画について申請者に確認し、次回総会で報告を受けることとして、この申請は許可するという事で良いのでしょうか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>ほかにご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>それでは、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第36号 農用地利用集積計画について事務局より</p>

事務局	説明をお願いします。
議長	<p>(資料に沿って説明)</p> <p>議案第 36 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 36 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
	<p>議案第 36 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 37 号 農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議長	<p>議案第 37 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 37 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
	<p>議案第 37 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 38 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	(資料に沿って説明)
議 長	<p>議案第 38 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 38 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 38 号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 39 号 令和 5 年度秋季農作業標準賃金について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 39 号 令和 5 年度秋季農作業標準賃金について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
藤原委員	一部、値上がりしている理由は燃料費の高騰が理由であれば、畔塗りも少し上げた方がいいのではないのでしょうか。
議 長	春季の賃金の際もご提案した部分で、その際は何もご意見がなかったのですが、秋に畔塗りは基本的にないのですが、標準として市報に載せるようになるのですがどういたしましょうか。
西村委員	少しでも上げるべきだと思います。
佐藤委員	そもそも、秋の標準賃金に畔塗りが入っているのがおかしいので、今回単価は空欄にして来年の春の単価は 5 円上げて 70 円にするということでもいいのではないのでしょうか。
議 長	では、今出たご意見を採用して今回秋季農作業標準賃金は、事

	<p>務局提案から畔塗り機のみ空欄とするということでご異議はないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>それでは、議案第 39 号 令和 5 年度秋季農作業標準賃金について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第 39 号 令和 5 年度秋季農作業標準賃金については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に報告事項、農地変更届について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>報告事項、農地変更届について事務局より説明がありました。報告事項ですが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>次に報告事項、和解の仲介について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>報告事項、和解の仲介について事務局より説明がありました。前回仲介人を 3 名選出しましたが、仲介はなくなったとのことです。</p> <p>次にその他、市外県外からの移住者の農地取得について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に沿って説明)</p>
議長	<p>その他の市外県外からの移住者の農地取得について事務局よ</p>

<p>吉本委員</p>	<p>り説明がありました。議事ではありませんが、ご質疑等はございませんか。</p> <p>耕作しない方に耕作するよう勧告しても従わない場合、許可を取り消すとしたらその後どうなるのでしょうか。</p> <p>また、空き家バンクの担当者に「簡単に説明」してもらおうのではなく厳しく説明してもらわないと困ります。</p>
<p>事務局</p>	<p>許可を取り消す場合ですが、所有権移転の登記が終わっていない場合は登記できなくなるのですが、登記が終わっている場合は譲渡人と譲受人双方からの申請がないと登記の取り消しができないので、登記が終わった状況であれば有効な手立ては打てないと言えませんが。</p>
<p>上原委員</p>	<p>空き家バンクで農地が一緒についてくるからこのような問題が起こるのであって、本当に農地を全て耕作できるのか譲受人に確認して、耕作できない農地があれば誰かに貸すとかしないと無理だと思う。</p>
<p>議 長</p>	<p>今後、地域計画を策定し目標地図を作成していかなければならないのですが、その中で、誰がその農地を耕作していくか考えていかなければならない。</p> <p>今後は、大規模な農地を取得する場合は農機具があるかどうかなどを厳しく確認していくことを徹底して、ない場合は許可しないという対応をしていかなければならないと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>活力創生課にも空き家バンクに付随する大規模な農地を取得する場合は、本当に耕作可能なのか確認してもらうよう言っています。</p> <p>また、3条による取得の場合、自ら耕作することが前提条件であるため、最初から誰かに貸すという話はできません。取得後、病気などにより耕作することが不可能となった場合は別ですが。</p>
<p>議 長</p>	<p>いずれにしても、農業委員会として取得前に厳正に対処していくことが求められていると思いますし、取得後も農業委員や推進委員が事務局と一緒に対処していくことが役割として求められているということです。</p>

副会長	<p>本日は以上になりますので、副会長に閉会のあいさつをお願いします。</p> <p>それではこれもちまして、第7回農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>議.....長</p> <p>議事録署名委員.....</p> <p>議事録署名委員.....</p>
-----	---